

号外第 8

# 横 浜 市 報

発行日  
5 日  
15 日  
25 日

発行所  
横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横 浜 市 役 所

## 目 次

### 【規 則】

△横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則…………… 1

### 【 達 】

△横浜市係設置規程等の一部改正……………13

### 【水道局】

△横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程……………22

### 【交通局】

△横浜市交通局事務分掌規程等の一部を改正する規程……………23

### 【教育委員会】

△横浜市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則……………31

△横浜市養護教育総合センター条例施行規則を廃止する規則……………34

### 【市 会】

△横浜市会事務局処務規程の一部改正……………34

### 【その他】

△横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）……………34

△区における総合行政の推進についての一部改正について（副市長依命通達）……………35

△区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）……………35

△福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）……………37

△横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部改正……………39

△係事務分担の一部改正……………39

△契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正……………46

## 規 則

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年 4 月 1 日

横浜市長 中 田 宏

### 横浜市規則第46号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
（横浜市事務分掌規則の一部改正）

第 1 条 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項を次のように改める。

本市の局の分課は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。

局	部又は室	課又は室
都市経営局	政策部	総務課、政策課
	都市経営推進部	都市経営推進課
	市長室	秘書課
総務局	行政部	総務課、法制課、統計解析課
	危機管理対策室	防災計画課、緊急対策課、情報・技術課
	国際室	国際課
	組織改革推進部	行政システム改革課、職務公正調査課、組織管理課
	人事部	人事課、労務課、職員厚生課、人材開発課
	I T活用推進部	I T活用推進課、システム管理課
	公共事業調査部	公共事業調査課
渉外部	渉外課	
財政局	財政部	総務課、財政課
	主税部	税制課、税務課、収納対策推進室、固定資産税課
	財産運用部	財産運用課、財産調整課、用地補償課
	契約部	契約第一課、契約第二課
市民局	総務部	総務課、交通安全対策課
	市民情報室	市民情報課
	勤労福祉部	勤労市民室、勤労福祉課、職業訓練課
	共同参画社会推進部	男女共同参画推進課、青少年課
	広報相談部	広報課、広聴相談課
	人権部	人権課
福祉局	区政支援部	区連絡調整課、窓口サービス課
	総務部	総務課、企画経理課、職員課、福祉相談調整課、監査課

5 保育所等に関すること。

- (1) 保育所における特別保育事業及び定員外入所に関すること。
- (2) 私立保育所における乳幼児健康支援一時預かり事業の委託に関すること。
- (3) 横浜保育室又は家庭保育福祉員による延長保育、一時保育等に関すること。
- (4) 横浜市かながわ保育園の管理委託に関すること（神奈川県長に限る。）。
- (5) 横浜市金沢八景保育園の管理委託に関すること（金沢区長に限る。）。

第8項の次に次の1項を加える。

9 未利用公益用地等（あらかじめ財政局長が指定するものに限る。）の地域における利用に関すること。

（横浜市福祉保健センター長委任規則の一部改正）

第13条 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）の一部を次のように改正する。

前文中「、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第17条」を削る。

第5項第9号中「第4条第6項」を「第9条第6項」に改め、第7項第6号の次に次の1号を加える。

- (6)の2 法第51条第4号の規定による費用（本市の設置する保育所に係るものを除く。）の交付等に関すること。

第7項第12号を次のように改める。

- (12) 法に基づかない保育に関する扶助費及び認可外保育施設への助成金の交付等、支出及び戻入に関すること。

第7項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 特別保育事業に対する補助金の支出及び戻入に関すること。

（横浜市市民活動推進条例施行規則の一部改正）

第14条 横浜市市民活動推進条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第119号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民局」を「市民協働推進事業本部」に改める。

第10条中「市民局長」を「市民協働推進事業本部長」に改める。

（横浜市母子生活支援施設条例施行規則の一部改正）

第15条 横浜市母子生活支援施設条例施行規則（昭和43年5月横浜市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市むつみハイムの項を削る。

（横浜市保育所条例施行規則の一部改正）

第16条 横浜市保育所条例施行規則（昭和43年5月横浜市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市丸山台保育園の項、横浜市鶴ヶ峰保育園の項、横浜市岸根保育園の項及び横浜市柿の木台保育園の項を削り、同表横浜市北上飯田保育園の項中「60人」を「72人」に改める。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第17条 母子保健法施行細則（昭和42年4月横浜市規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 削除

第5章 栄養の摂取に関する援助（第26条—第35条）を「第4章及び第5章 削除」に改める。

」

第4章及び第5章を次のように改める。

第4章及び第5章 削除

第13条から第35条まで 削除

第65条中「衛生局長」を「子育て支援事業本部長」に改める。  
（横浜市立港湾病院事務分掌規則の一部改正）

第18条 横浜市立港湾病院事務分掌規則（昭和37年5月横浜市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削る。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第19条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第94条中「環境保全局長」の次に「又は環境事業局長」を加える。

（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正）

第20条 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第49条中「環境保全局長又は」を削る。

（横浜市都市計画局新横浜長島開発事務所規則の一部改正）

第21条 横浜市都市計画局新横浜長島開発事務所規則（平成9年4月横浜市規則第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市都市計画局新横浜駅周辺開発事務所規則

第1条第1項中「新横浜長島地区土地区画整理事業」の次に「及び新横浜駅南部地区におけるまちづくり事業」を加え、「横浜市都市計画局新横浜長島開発事務所」を「横浜市都市計画局新横浜駅周辺開発事務所」に改める。

第2条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) まちづくり事業に係る調整及び支援に関すること。

第5条第1項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による建築許可に関すること。

（横浜市南本牧ふ頭建設事務所規則の一部改正）

第22条 横浜市南本牧ふ頭建設事務所規則（平成2年6月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「埋立地」を「埋立区域等」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

（横浜市開発登録簿閲覧規則の一部改正）

第23条 横浜市開発登録簿閲覧規則（昭和45年6月横浜市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建築局宅地指導部」を「建築局宅地指導調整部」に改める。

（横浜市建築局建築事務所規則の一部改正）

第24条 横浜市建築局建築事務所規則（平成11年6月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条指導調整課の項第5号中「建築」の次に「及び宅地開発の」を加え、「他の課」を「宅地指導調整部及び建築審査課」に改め、同項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、同号の